工事請負契約における
設計変更ガイドライン

令和７年４月

鹿児島県農政部

目　次

鹿児島県

１　策定の背景

⑴　策定の背景 ……P 1

⑵　策定の目的 ……P 1

２　設計変更フロー ……P 2

３　設計図書の照査

⑴　設計図書の照査 ……P 3

⑵　設計図書の照査の範囲を超えるもの ……P 4

４　設計変更

⑴　照査内容の確認 ……P 6

⑵　設計変更に必要な資料作成 ……P 6

⑶　設計変更が可能なケース ……P 7

⑷　設計変更が不可能なケース ……P13

⑸　設計図書の訂正・変更 ……P14

⑹　設計変更の責任者 ……P16

５　工期・請負代金額の変更

⑴　工期変更 ……P21

⑵　請負代金額の変更 ……P21

⑶　概算金額明示の考え方 ……P22

⑷　設計変更協議会での協議 ……P24

６　施工条件の明示 ……P26

７　添付資料

⑴　工事請負契約書 ……P28

⑵　農業土木工事共通仕様書 ……P33

⑶　設計業務等委託契約書 ……P35

⑷　調査業務等委託契約書 ……P35

⑸　用語の定義 ……P36

⑹　設計図書の変更事例 ……P38

※７⑹の出典：九州地方整備局企画部技術管理課
「設計変更ガイドラインVer.2.0」

1　策定の背景

⑴　策定の背景

土木工事は，

・　多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。

・　設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。

・　設計図書に誤謬（ごびゅう），脱漏（だつろう），不明確な表示の場合がある。

・　改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が**発注者の責務**と示されている。

以上のような背景があるため，設計変更の手続きを明確にし，円滑な請負契約を執行する必要がある。

⑵　策定の目的

・　契約関係の適正化，責任の所在の明確化

・　設計図書の変更手続きの円滑化

・　契約関係の適正化により，必要とする工事目的物の品質の確保

2　設計変更フロー

鹿児島県

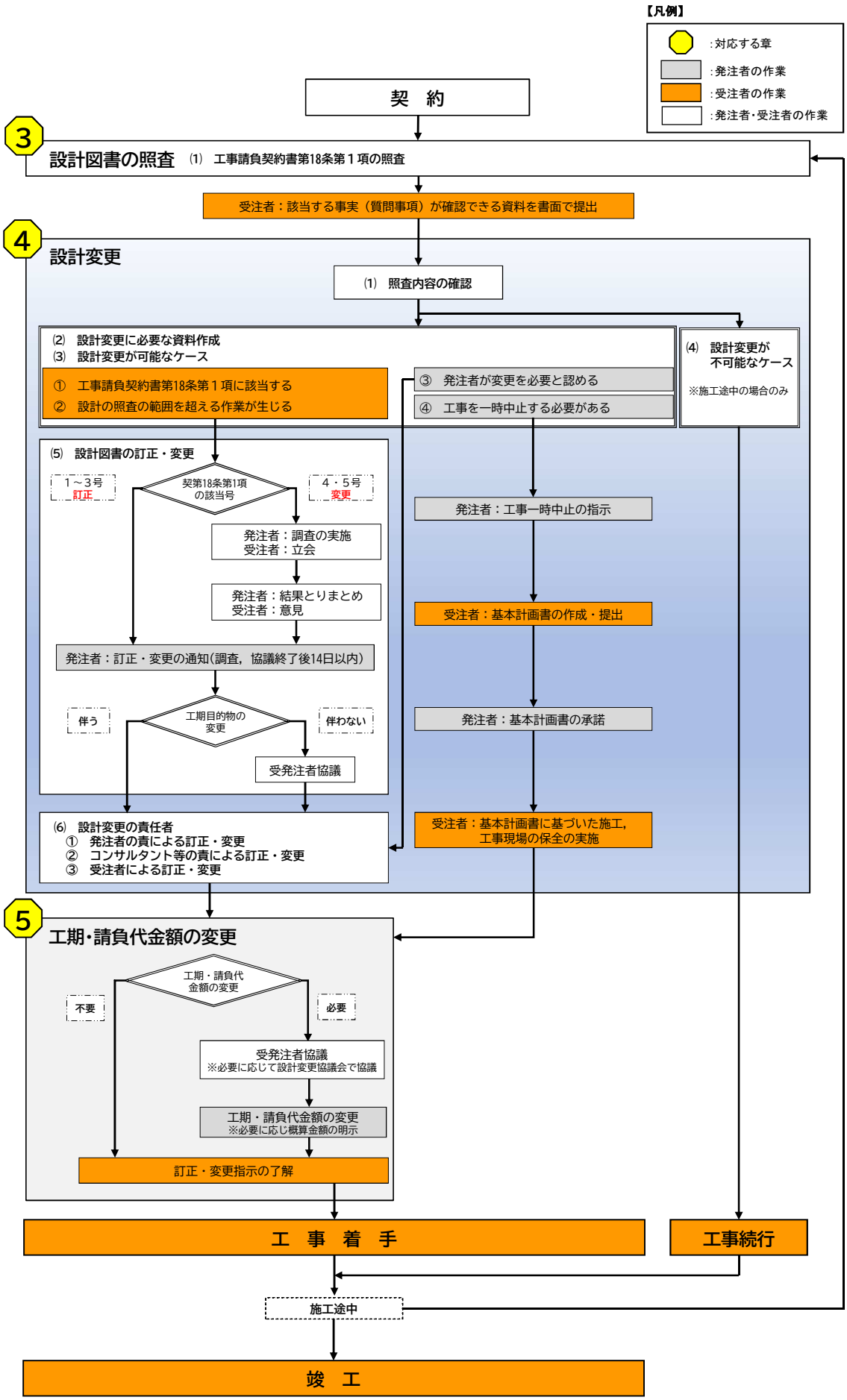

3　設計図書の照査

⑴　設計図書の照査

「設計図書の照査」とは，農業土木工事共通仕様書「第1編1-1-3設計図書の照査等」に規定されているとおり，受注者は施工前及び施工途中において，自らの負担により工事請負契約書第18条第１項第１号から第５号（条件変更等）に該当する設計図書に問題点が無いか確認することである。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

第18条　受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督職員に通知し，その確認を請求しなければならない。

⑴　図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

⑵　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

⑷　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

農業土木工事共通仕様書第1編1-1-3（設計図書の照査等）

２　設計図書の照査

受注者は，施工前及び施工途中において，自らの負担により契約書第18条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い，該当する事実がある場合は，監督職員にその事実が確認できる資料を提出し，確認を求めなければならない。

なお，確認できる資料とは，現地地形図，設計図との対比図，取合い図，施工図等を含むものとする。また，受注者は，監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし，設計図書の照査範囲を超える資料の作成については，契約書第19条によるものとし，監督職員からの指示によるものとする。

⑵　設計図書の照査の範囲をこえるもの

農業土木工事共通仕様書「第1編1-1-3 設計図書の照査等」に記載されている範囲を超える行為。

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

①　現地測量の結果，横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

②　施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。

ただし，当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

③　現地測量の結果，排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

④　構造物の位置や計画高さ，延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

⑤　構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

⑥　現地測量の結果，構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

⑦　構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

⑧　基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

⑨　土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

⑩　「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。

⑪　構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。

⑫　設計根拠まで遡る見直し，必要とする工費の算出。

（注）　なお，適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については，受注者の費用負担によるものとする。
（農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-27,1-1-28）

4　設計変更

⑴　照査内容の確認

①　三者技術調整会の対象工事でない場合
　発注者と受注者間で協議を実施し，適切に照査結果を確認する。

②　三者技術調整会対象工事の場合（特別仕様書によるもの）
　工事着手前，施工途中に開催する三者技術調整会を活用して照査結果を確認する。
　構成員は，発注者，受注者及びコンサルタントの三者（必要に応じて測量及び地質調査業者も構成員とする）

※　三者技術調整会や発注者と受注者の協議によって，設計図書の訂正，変更が生じるようであれば，その内容を確定し，その訂正や変更を行う責任範囲を明確にする。

⑵　設計変更に必要な資料作成

　工事請負契約書第18条第１項に基づき，設計変更するために必要な資料の作成については，工事請負契約書第18条第４項に基づき発注者が行うことになるが，受注者に行わせる場合は，以下の手続きによるものとする。

①　設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については，発注者と受注者で確認する。

②　設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し，合意を図った後，発注者が具体的指示を行うものとする。

③　発注者は，書面による指示に基づき，受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

④　書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については，契約変更の対象とする。

⑶　設計変更が可能なケース

①　工事請負契約書第18条第１項に該当する

・　図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）（第18条第１項第１号）

➢　設計書と図面で材料の規格が一致しない。

・　設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第18条第１項第2号）

➢　条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
➢　条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。
➢　条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導警備員に関する条件明示がない。

・　設計図書の表示が明確でない場合（第18条第１項第３号）

➢　土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
➢　使用する材料の規格(種類，強度等)が明確に示されていない。
➢　水替工の記載はあるが，作業時もしくは常時排水等の運転条件等の明示がない。

・　設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第18条第１項第４号）

➢　設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない。
➢　設計図に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
➢　設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。

・　設計図書で明示されていない施工条件について予測することができない特別な状態が生じた場合
（第18条第１項第５号）

➢　埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。
➢　工事範囲の一部に軟弱な地盤があり，地盤改良が必要となった。

工事請負契約書第18条第１項に該当する場合のフロー図

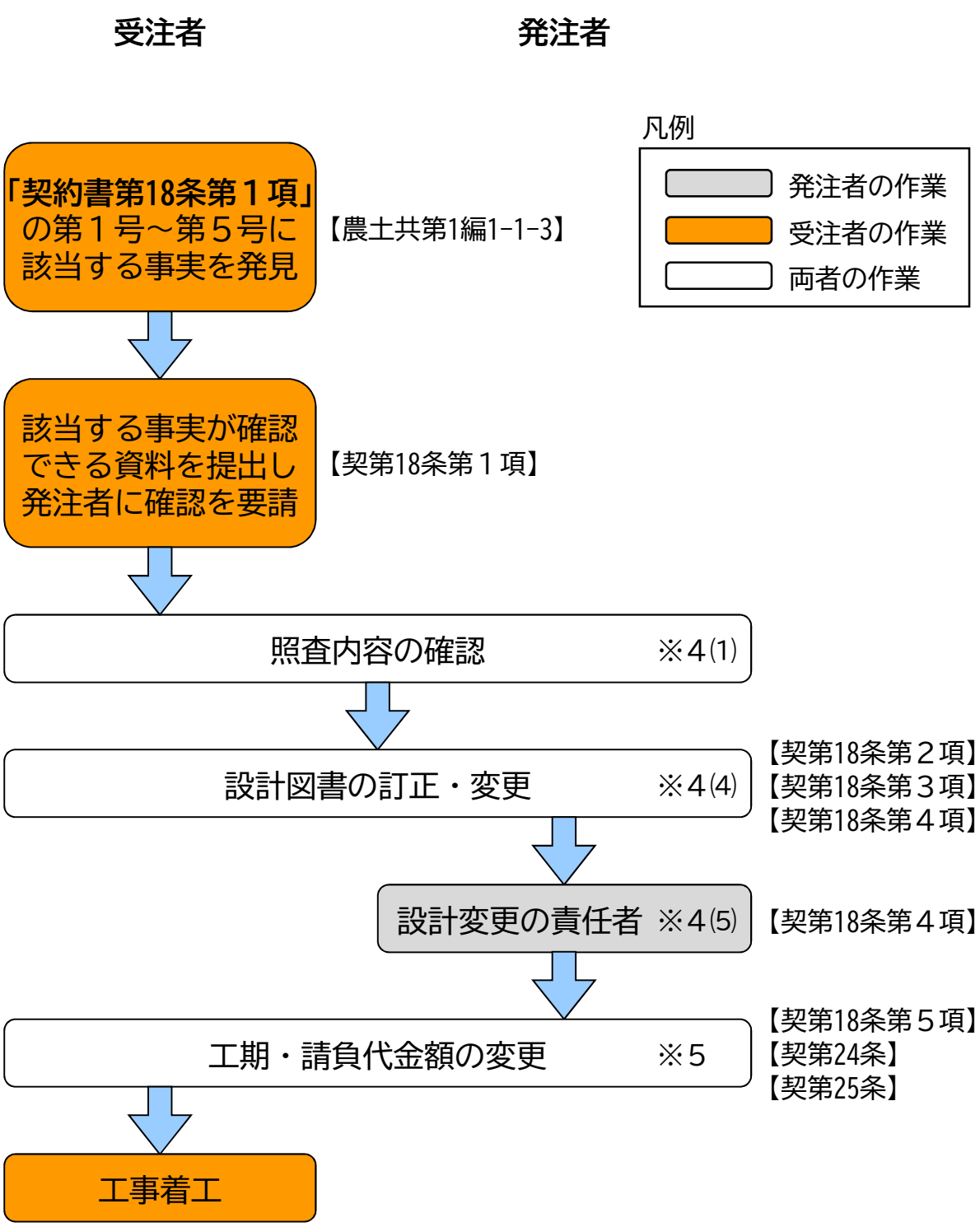

②　設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる

・　受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
※　「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例はＰ４～５

設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図

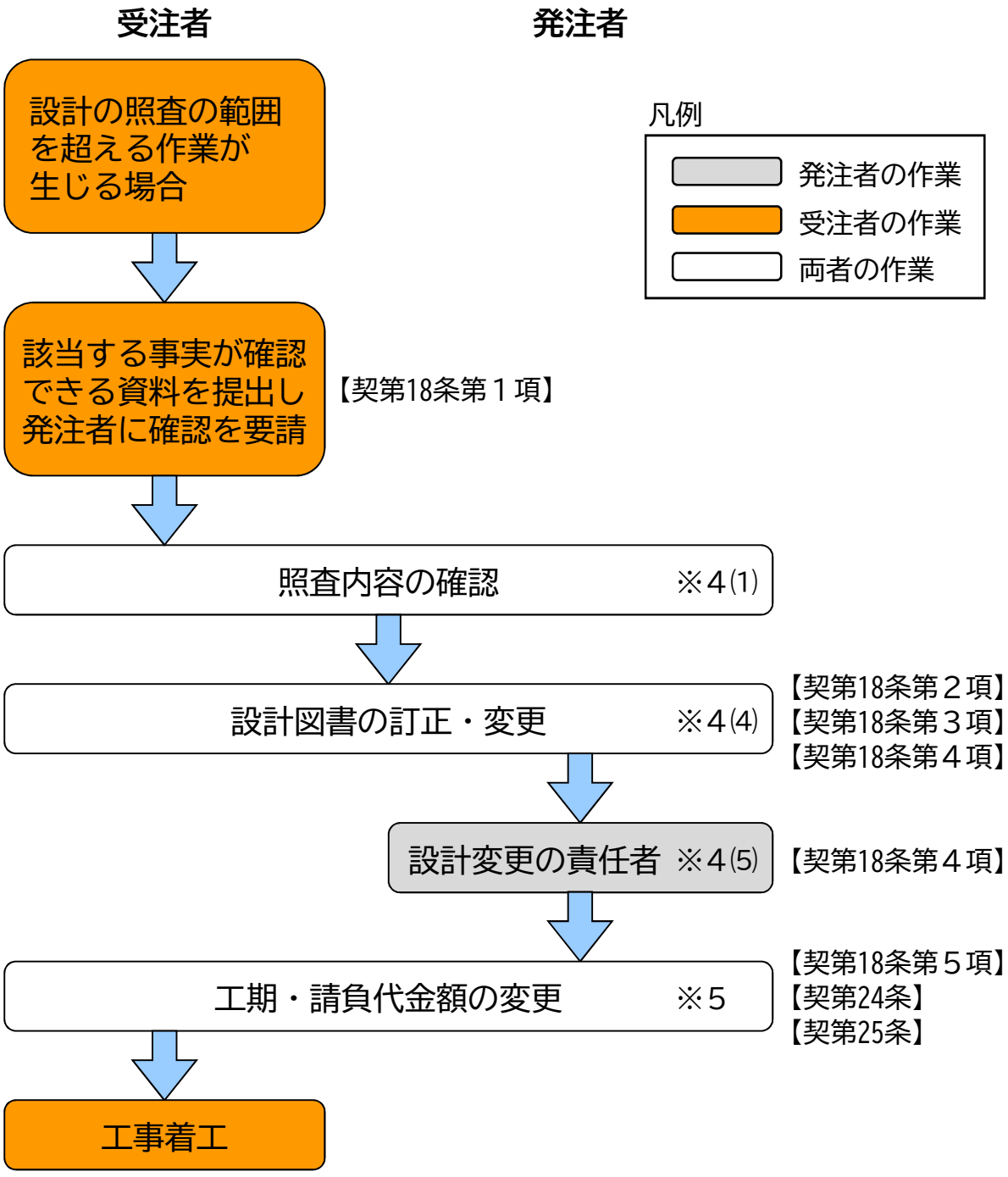

③　発注者が変更を必要と認める

・　『工事請負契約書第19条』に示されるように，発注者は工事の施工前，施工途中必要と認められるときは，変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができる。

- ➢　地元調整の結果，施工範囲，施工時間，施工期間を変更する。
- ➢　同時に施工する必要がある工種が判明し，その工種を追加する。
- ➢　警察・河川・鉄道等の管理者，電力・ガス等の事業者，消防署等との協議により，施工内容の変更，工事の追加をする。
- ➢　当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ➢　使用材料を変更する。
- ➢　関連する工事の影響により施工条件が変わったため，施工内容を変更する。
- ➢　隣接工事との調整で，交通誘導警備員の人数を変更する。

発注者が変更を必要と認める場合のフロー図

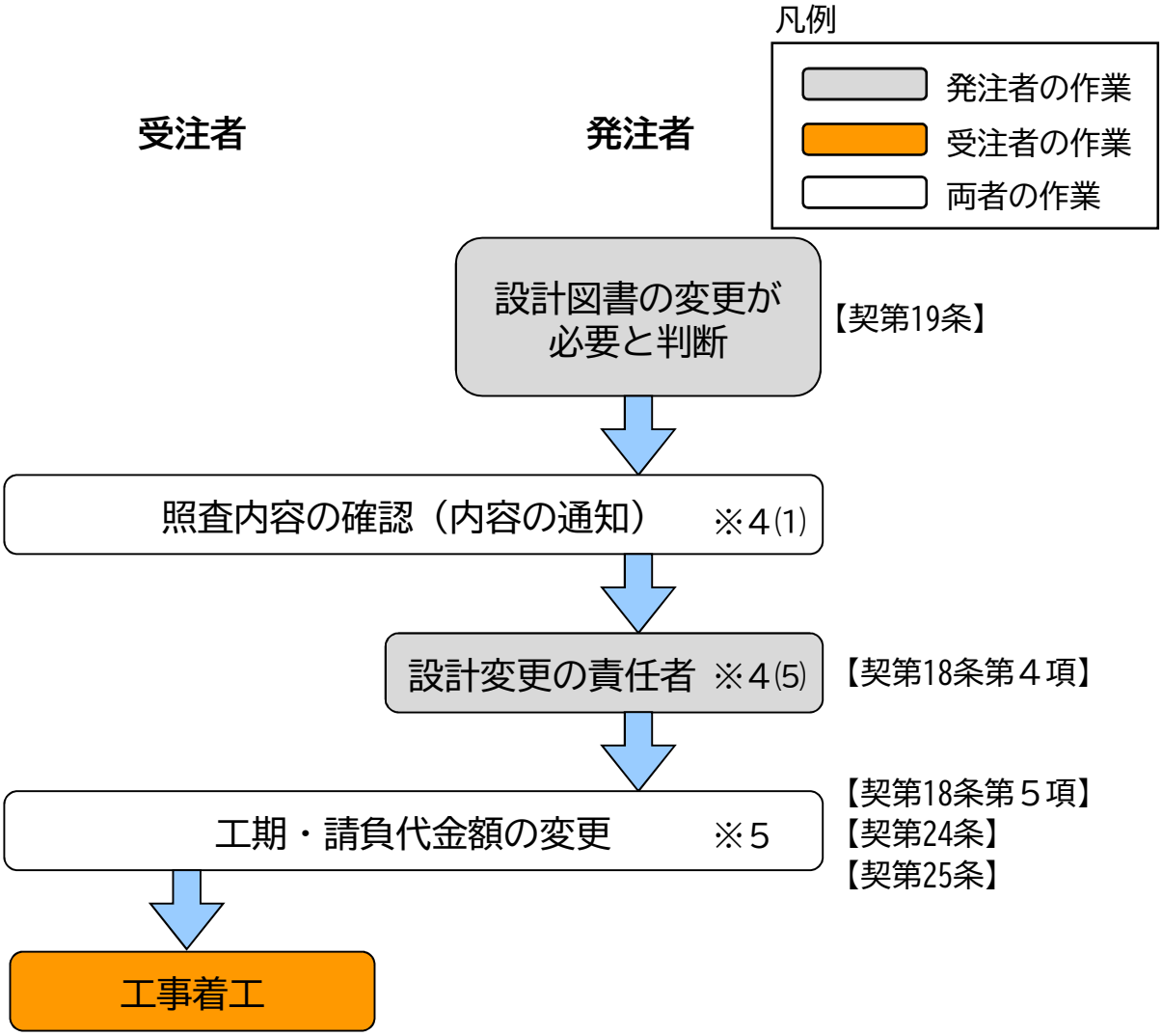

④　工事を一時中止する必要がある

・　受注者の責に帰することができないものにより，受注者が工事を施工できないと認められる場合，『工事請負契約書第20条』により，工事を一時中止させなければならない。

- ➢　設計図書に工事着工の時期が定められていた場合，その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
- ➢　警察，河川，鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- ➢　管理者間協議の結果，施工できない期間が設定された場合。
- ➢　受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
- ➢　設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため，施工できない場合。
- ➢　予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
- ➢　工事用地等の確保が行われていない。

工事を一時中止する必要がある場合のフロー図

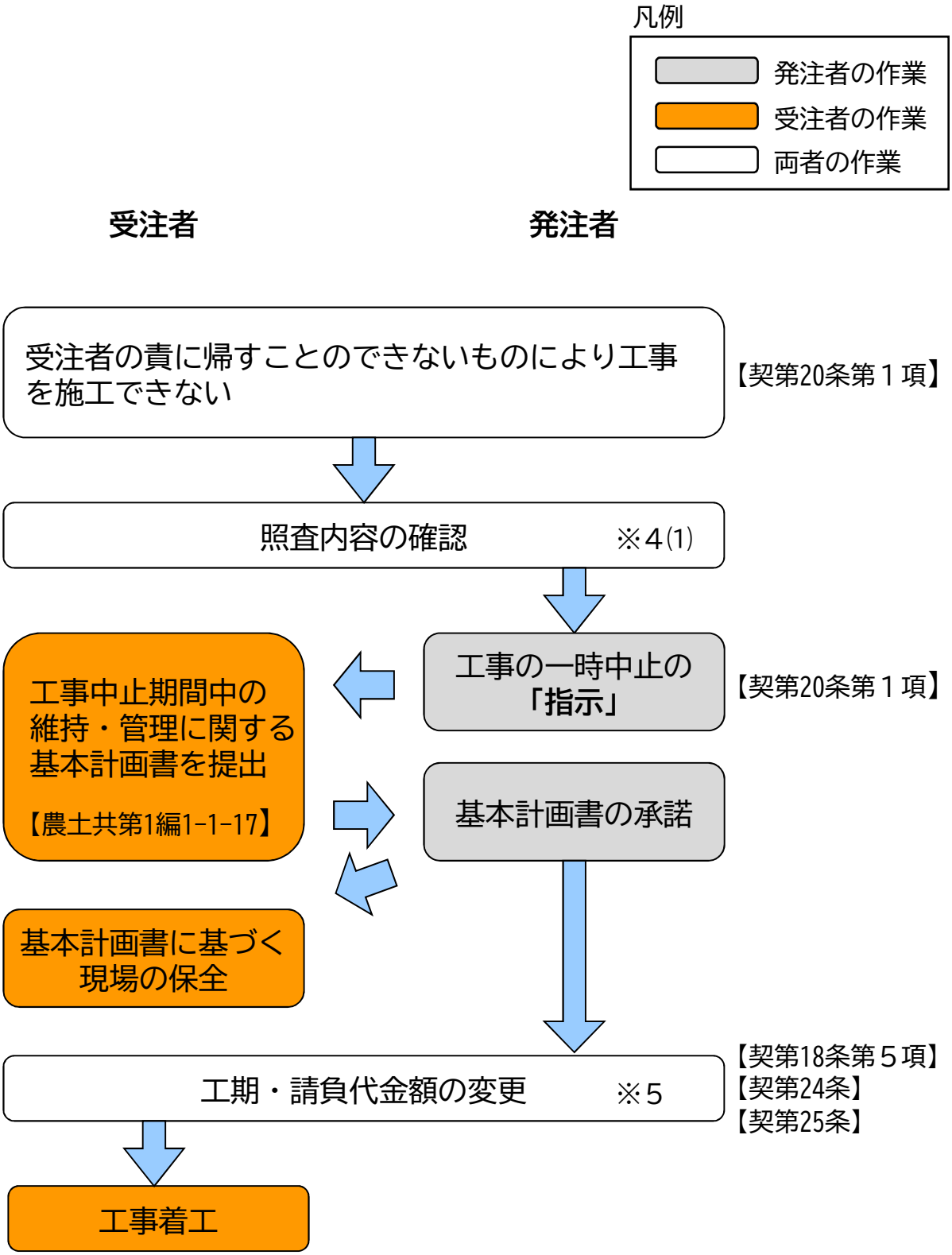

⑷　設計変更が不可能なケース

施工途中において，下記のような場合においては，原則として設計変更ができない。

- ➢　設計図書に条件明示のない事項において，発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ➢　発注者と「協議」をしているが，協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合。
- ➢　工事請負契約書・農業土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。
  ※工事請負契約書第18条～26条，農業土木工事共通仕様書第1編 1-1-17～1-1-19
- ➢　正式な書面によらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合。
- ➢　「承諾」で施工した場合。
- ➢　当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ➢　任意仮設において，施工方法の変更の場合（ただし，現地条件に齟齬がある場合は除く）

⑸　設計図書の訂正・変更

・　『工事請負契約書第18条第１項に該当する場合』及び『設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合』は，『工事請負契約書第18条第４項』に基づいて設計図書の訂正か変更かを確定する。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

⑴　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは，発注者が行う。

⑵　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは，発注者が行う。

⑶　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは，発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

・　設計図書の変更の場合，『契第18条第２項，第３項』の所定の手続きを経て設計図書の変更を行う。

工事請負契約書第18条（条件変更等）

２　監督職員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後14日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

設計図書の訂正・変更フロー図

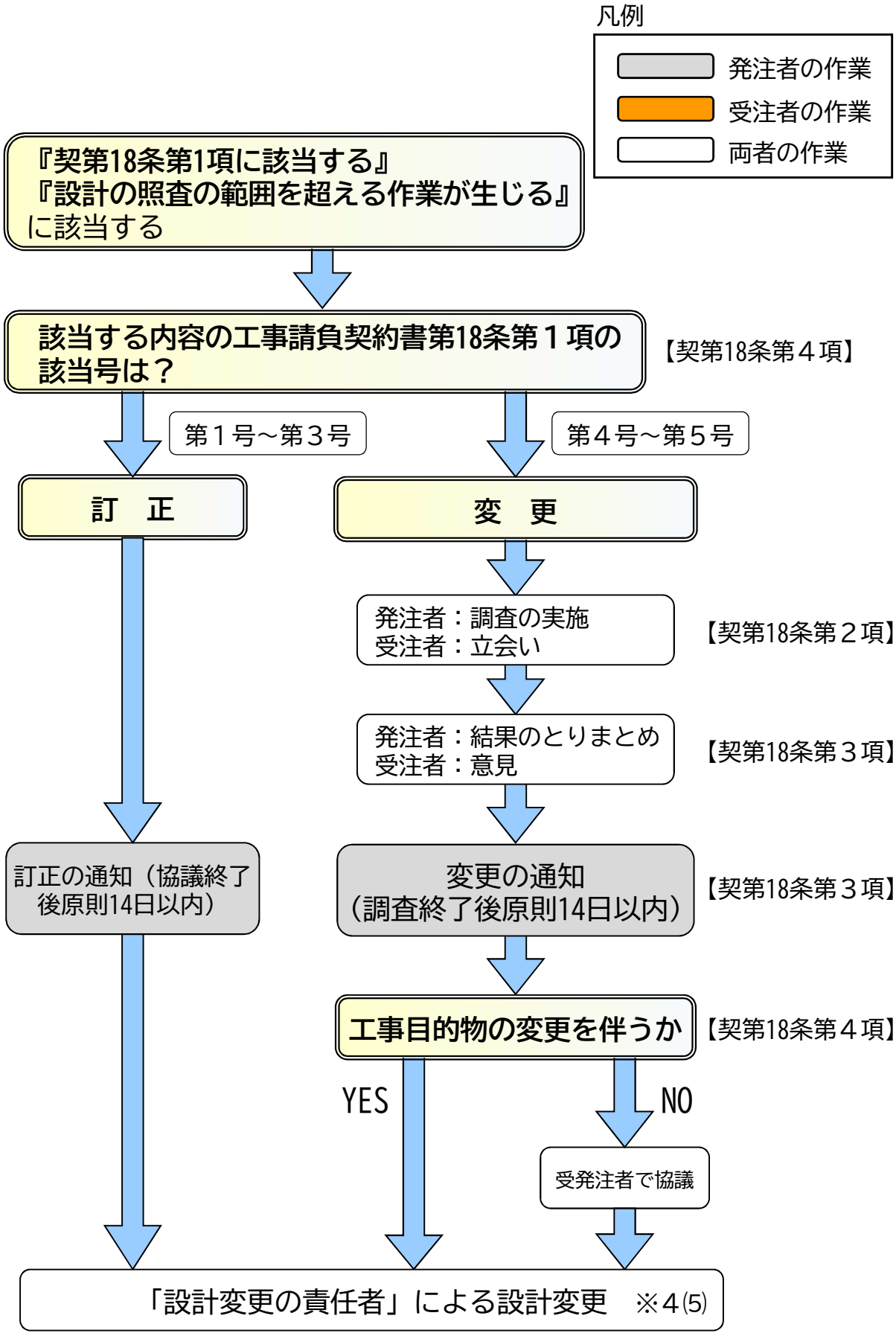

⑹　設計変更の責任者

・　設計図書の訂正・変更は，工事請負契約書第18条第４項のとおり，発注者が行わなければならない。
　ただし，受発注者の協議※により，以下のとおり責任者を明確にする。
※三者技術調整会も含む

①　発注者の責による訂正・変更
②　コンサルタント等の責による訂正・変更
③　受注者による訂正・変更

①　発注者の責による訂正・変更

・　設計図書の訂正・変更は，工事請負契約書第18条第４項のとおり，発注者が行わなければならない。

・　発注者は，受注者から提出される確認資料の活用，コンサルタントへの発注を行い設計図書（設計図面，数量計算書等）の訂正・変更行う。

・　発注者の責による変更において，以下の場合は，次項よりその変更作業内容を示す。なお，訂正については受注者から提出される確認資料をもとに発注者が訂正する。
ア　条件変更に伴う場合
イ　新たな構造計算が必要になった場合

・　確認資料とは，
➢　現地地形図
➢　設計図との対比図
➢　取り合い図
➢　施工図（協議用図面程度であり，変更設計図ではない）

ア　条件変更に伴う場合

・　工事請負契約書第18条第１項（条件変更等）に該当する変更の場合，受注者から提出される確認資料を活用して，発注者が作成することが基本である。

・　発注者から提出される確認資料とは，現地地形図，設計書との対比図，取り合い図，施工図である。

条件変更に伴う場合

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	発注者	【施工前、施工途中】 ・受注者が作成する施工図をもとに作成する。	受注者	【施工前、施工途中】 ・確認資料（※１）
変更数量計算書	発注者	【施工前】 ・変更設計図面をもとに作成する 【施工途中】 ・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する	受注者	【施工途中】 ・出来形数量計算書を作成

※１　確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※２）
※２　施工図　：協議用図面程度であり，変更設計図面ではない

イ　新たな構造計算が必要になった場合

・　新たに構造計算，線形等（高度）の設計が必要になった場合，発注者はコンサルタント等へ業務を発注する。

・　簡易な設計の場合は発注者自ら変更図面等を作成する。

・　受注者は，必要に応じて土質資料，試験結果を提出する。

新たな構造計算が必要になった場合　（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等	高度な設計の場合は，コンサルタント等へ発注者が業務を発注して作成	受注者	必要に応じて土質資料，試験結果（技術管理費に含まれるもの）を提出
	発注者	簡易な設計の場合は，発注者が作成		
変更数量計算書	コンサルタント等	高度な設計の場合は，コンサルタント等へ発注者が業務を発注して作成	―	―
	発注者	簡易な設計の場合は，発注者が作成		

②　コンサルタント等の責による訂正・変更

・　設計成果物に「契約不適合」がある場合，『設計業務等委託契約書第41条（契約不適合責任）』，『調査等請負契約書第41条（契約不適合責任）』に示すとおり，設計・測量・調査業務受注者に対して相当の期間を定めて，その「契約不適合」の修補又は代替物に引渡しによる履行の追完を請求することができる。

設計に契約不適合があると判断された場合　（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等（当初受託者）	変更設計図面の作成	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	コンサルタント等（当初受託者）	変更数量計算書の作成	―	―

※１　確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※２）
※２　施工図　：協議用図面程度であり，変更設計図面ではない

「契約不適合」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロー図

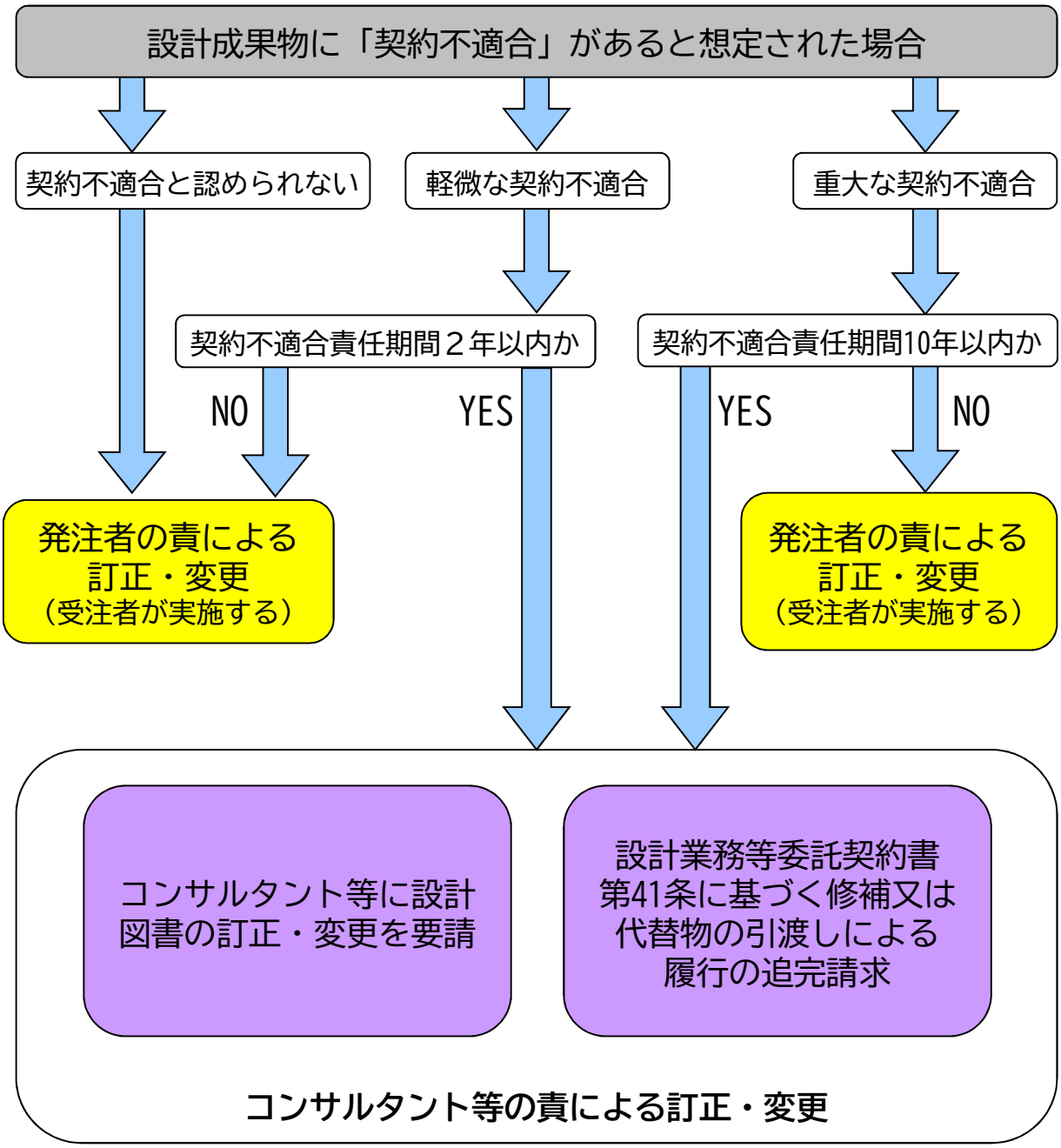

③　受注者による訂正・変更

・　発注者の責による場合や，コンサルタント等の責による場合で契約不適合責任期間（軽微な契約不適合２年，重大な契約不適合10年）を過ぎているときは，発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

　ただし，工事工程上やむを得ない場合は，当該工事施工業者（受注者）が訂正・変更を実施する。この場合の費用は計上する。

受注者が実施する場合　（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	受注者	変更設計図面の作成（発注者が受注者へ発注する）	受注者	確認資料（※１）
変更数量計算書	受注者	変更数量計算書の作成（発注者が受注者へ発注する）	―	―

※１　確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※２）
※２　施工図　：協議用図面程度であり，変更設計図面ではない

5　工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正または変更が行われた場合，『工事請負契約書第24条，25条』にもとづき，工期・請負代金額の変更，または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は，発注者と受注者とが協議して定める。

⑴　工期変更

工期変更の対象であると確認された場合，『農業土木工事共通仕様書第1編1-1-19』より受注者は，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し，協議を行い工期の変更を定める。

⑵　請負代金額の変更

発注者は，請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは，設計図書の訂正・変更によって生じた，

①　手戻り費用，または改造費
②　不要となった材料の売却損，労働者の帰郷費用
③　不要となった建設機械器具の損料及び回送費
④　不要となった仮設物に係る損失

などの発注者の過失による損害賠償や，予期できない施工条件の変更に伴い発生する受注者の費用の填補である。

発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定める。

⑶　概算金額明示の考え方

①　概算金額は，類似する他工事の事例や設計業務等の成果，協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
　なお，記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。

②　受発注者間の協議により変更する場合は，協議時点で，受注者からの見積書の提出がなければ，概算金額を記載しない。

③　概算金額は，百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

④　なお，概算金額の明示にあたっては，受発注者相互の事務量負担軽減を図ることが必要である。

⑤　記載する概算金額は，「参考値」であり，契約変更額を拘束するものではない。

⑥　緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は，「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【工事打合せ簿記載例】※受注者が協議する場合

第３号様式

工 事 打 合 せ 簿

発議者	□発注者　☑受注者	発議年月日	○年○月○日
発議事項	□指示　☑協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名	○○○○工事（○○○工区）	請負者名	○○建設(株)

（内容）

【例】
工事請負契約書第18条第４項により，別添１のとおり設計図書の変更を行うよう協議します。
なお，今回の設計図書の変更に係る変更後の請負代金額の概算金額については，下記のとおり協議します。

記

１　概算金額　約△△百万円（約△△十万円増（減）額の見込み）
※本金額は，直接工事費ベースの金額である。
２　概算金額の内訳等は別添２のとおり

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答		
	発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 ☑変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □緊急を要するものであるため，工事打合簿により指示します。 併せて，変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □その他（　　） 年月日：　○年○月○日
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他（　　） 年月日：

	係長	総括監督員	監督員
	印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン

現場代理人	主任(監理)技術者
印又はサイン	印又はサイン

【工事打合せ簿記載例】※発注者が指示する場合

第３号様式

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☑発注者　□受注者	発議年月日	○年○月○日
発議事項	☑指示　□協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名	○○○○工事（○○○工区）	請負者名	○○建設(株)

（内容）

【例】
令和○年○月○日付け変更指示書（第○号）による変更後の請負代金額の概算金額は，下記のとおりである。

記

１　概算金額　約△△百万円（約△△十万円増（減）額の見込み）
２　概算金額の算出は，別添「工事費内訳書」とおり
※なお，本金額は参考値であり，契約変更額を拘束するものではない。

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答		
	発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 □変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □緊急を要するものであるため，工事打合簿により指示します。 併せて，変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □その他（　　） 年月日：　○年○月○日
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他（　　） 年月日：

	係長	総括監督員	監督員
	印又はサイン	印又はサイン	印又はサイン

現場代理人	主任(監理)技術者
印又はサイン	印又はサイン

⑷　設計変更協議会での協議

①　設計変更協議会(以下「変更協議会」という。)は，設計変更手続きの透明性と公正性の向上を目的として，設計変更に関する意見相違等の案件が発生した際、発注者と受注者が設計変更の妥当性協議・審議等を行い，相互の合意形成を図る場として実施するものである。

②　契約事項第24条に基づく工期の変更方法等，第25条に基づく請負代金額の変更方法等，第31条に基づく請負代金額の変更に代える設計図書の変更の協議として位置付けられるものである。

③　変更協議会は，全ての工事において，以下ⅰ～ⅱの案件が発生した場合，適宜開催できるものとする。ただし，通常の監督行為で解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意するものとする。

ⅰ　発注者と受注者間において，設計変更に関する意見の相違する案件が発生した場合。

ⅱ　設計変更に関して，変更協議会の開催が必要と判断した場合。

④　変更協議会は，下記のメンバーを標準として開催するものとする。なお，必要に応じて他の出席者を追加することができるものとする。

◆発注者：担当課長，技術補佐，担当係長，総括監督員，監督員

◆受注者：現場代理人，主任（監理）技術者，予算担当者

⑤　変更協議会開催の発議は，発注者又は受注者問わず可能とし，事前に相手方と調整したうえで，工事打合簿により通知するものとする。

・　開催場所は，原則として発注公所にて開催するものとし，適宜現場においても開催できるものとする。
　なお，１回の開催で協議が調わない場合は，複数回開催することができるものとし，協議期間は協議が十分行える期間とする。

・　協議資料については，発注者と受注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとする。

・　協議記録は発注者が作成するものする。また，協議結果については，最終的に発注者が協議記録と協議資料をとりまとめ，工事打ち合わせ簿に添付し，発注者から受注者に対して通知するものとする。

6　施工条件の明示

・　施工条件の明示は，発注者の「責務」である。（「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（令和６年６月19日公布・施行）第７条第12項）

・　施工条件の明示が工事の円滑な執行に資することに鑑みて，必要に応じて適切に条件明示する。

（参考）

明示項目	明示事項
積算関係	1　施工箇所が点在する工事の積算 2　適切な設計変更 3　見積を活用した積算
工程関係	1　他の工事の開始又は完了の時期により，当該工事の施工時期，全体工事等に影響がある場合は，影響箇所及び他の工事の内容，　開始又は完了の時期 2　施工時期，施工時間及び施工方法が制限される場合は，制限される施工内容，施工時期，施工時間及び施工方法 3　当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は，制約を受ける内容及びその協議内容，成立見込み時期 4　関係機関，自治体等との協議の結果，特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は，その項目及び影響範囲 5　工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は，その項目及び調査期間。又，地下埋設物等の移設が予定されている場合は，その移設期間 6　設計工程上見込んでいる休日日数等
用地関係	1　工事用地等に未処理部分がある場合は，その場所，範囲及び処理の見込み時期 2　工事用地等の使用終了後における復旧内容 3　工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合，その場所，範囲，時期，使用条件，復旧方法等 4　施工者に，消波ブロック，桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は，その場所，範囲，時期，期間，使用条件，復旧方法等
公害対策関係	1　工事に伴う公害防止（騒音，振動，粉塵，排出ガス等）のため，施工方法，建設機械・設備，作業時間等を指定する必要がある場合は，その内容 2　水替・流入防止施設が必要な場合は，その内容，期間 3　濁水，湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は，その内容（処理施設，処理条件等） 4　工事の施工に伴って発生する騒音，振動，地盤沈下，地下水の枯渇等，電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は，事前・事後調査の区分とその調査時期，未然に防止するために必要な調査方法，範囲等
安全対策関係	1　交通安全施設等を指定する場合は，その内容，期間 2　鉄道，ガス，電気，電話，水道等の施設と近接する工事での施工方法，作業時間等に制限がある場合は，その内容 3　落石，土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は，その内容 4　交通誘導員，警戒船及び発破作業等の保全設備，保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は，その内容 5　有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として，換気設備等が必要な場合は，その内容

明示項目	明示事項
工事用道路関係	1　一般道路を搬入路として使用する場合 ⑴　工事用資機材等の搬入経路，使用期間，使用時間帯等に制限がある場合は，その経路，期間，時間帯等 ⑵　搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は，その処置内容 2　仮道路を設置する場合 ⑴　仮道路に関する安全施設等が必要である場合は，その内容期間 ⑵　仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） ⑶　仮道路の維持補修が必要である場合は，その内容
仮設備関係	1　仮土留，仮橋，足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は，その内容，期間，条件等 2　仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は，その構造及びその施工方法 3　仮設備の設計条件を指定する場合は，その内容
建設副産物関係	1　建設発生土が発生する場合は，残土の受入場所及び仮置き場所までの，距離，時間等の処分及び保管条件 2　建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は，その内容 3　建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は，その処理方法，処理場所等の処理条件。 　なお，再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は，その受入場所，距離，時間等の処分条件
工事支障物件等	1　地上，地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は，支障物件名，管理者，位置，移設時期，工事方法，防護等 2　地上，地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は，その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1　薬液注入を行う場合は，設計条件，工法区分，材料種類，施工範囲，削孔数量，削孔延長及び注入量，注入圧等 2　周辺環境への調査が必要な場合は，その内容
その他	1　工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は，その保管及び仮置き場所，期間，保管方法等 2　工事現場発生品がある場合は，その品名，数量，現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3　支給材料及び貸与品がある場合は，その品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所，引渡期間等 4　関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5　架設工法を指定する場合は，その施工方法及び施工条件 6　工事用電力等を指定する場合は，その内容 7　新技術・新工法・特許工法を指定する場合は，その内容 8　部分使用を行う必要がある場合は，その箇所及び使用時期 9　給水の必要のある場合は，取水箇所・方法等

7　添付資料

⑴　工事請負契約書　【令和６年 10 月１日施行分】

（総則）

第１条　発注者及び受注者は，この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき，設計図書（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し，工事目的物を発注者に引き渡すものとし，発注者は，その請負代金を支払うものとする。

３　仮設，施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については，この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き，受注者がその責任において定める。

（監督職員）

第９条　発注者は，総括監督員又は監督員（以下「監督職員」という。）を置いたときは，その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は，この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか，設計図書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。

⑴　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示，承諾又は協議

⑵　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

⑶　設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は，２名以上の監督職員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を，監督職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。

５　発注者が監督職員を置いたときは，この契約に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，設計図書に定めるものを除き，監督職員を経由して行うものとする。この場合においては，監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督職員を置かないときは，この契約に定める監督職員の権限は，発注者に帰属する。

（条件変更等）

第18条　受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督職員に通知し，その確認を請求しなければならない。

⑴　図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

⑵　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

⑷　工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了後14日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

⑴　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは，発注者が行う。

⑵　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは，発注者が行う。

⑶　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは，発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，工事の中止内容を直ちに受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，工事の中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は，前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条　発注者は，工期の延長又は短縮を行うときは，この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう，やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条　受注者は，天候の不良，第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。発注者は，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，請負代金額について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条　発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条　工期の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条　請負代金額の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

３　この契約の規定により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条　発注者又は受注者は，工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は，前項の規定による請求があったときは，変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき，請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は，請求のあった日を基準とし，物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は，この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において，同項中「請負契約締結の日」とあるのは，「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において，請負代金額の変更額については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が第１項，第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条　受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。

２　前項の場合においては，受注者は，そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者が負担する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条　発注者は，第８条，第15条，第17条から第20条まで，第22条，第23条，第26条から第28条まで，前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条　受注者は，発注者が第35条の２，第38条の２又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し，相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは，工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

　この場合においては，受注者は，その理由を明示した書面により，直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し，若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

⑵　農業土木工事共通仕様書【令和６年 10 月１日以降決裁分から適用分】

第1編1-1-3　設計図書の照査等

1　受注者からの要求があり，監督職員が必要と認めた場合は，受注者に図面を貸与することができる。ただし，共通仕様書，土木工事施工管理基準等，市販・公開されているものについては，受注者が備えるものとする。

2　受注者は，施工前及び施工途中において，契約書第18条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い，該当する事実がある場合，監督職員にその事実の確認できる資料を提出し，確認を求めなければならない。
なお，確認できる資料とは，現場地形図，設計図との対比図，取合い図，施工図等を含むものとする。
　また，受注者は監督職員から更に詳細な説明，又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし，設計図書の照査範囲を超える資料の作成については，契約書第19条に基づき監督職員から指示によるものとする。

3　受注者は，契約の目的のために必要とする以外に，契約図書，及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ，又は伝達してはならない。

第1編1-1-17　工事の一時中止

1　発注者は，契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において，受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで，必要とする期間，工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。
（１）契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合
（２）埋蔵文化財の調査，発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され，工事の続行が不適当又は不可能となった場合
（３）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
（４）工事着手後，環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
（５）災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し，工事の続行が不適当又は不可能となった場合
（６）第三者，受注者，使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合

2　発注者は，受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合，工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

3　１及び２の場合において，受注者は施工を一時中止する場合は，中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し，承諾を得るものとする。
　また，受注者は工事の続行に備え，工事現場を保全しなければならない。

第1編1-1-18　設計図書の変更

設計図書の変更とは，入札に際して発注者が示した設計図書を，発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき，発注者が修正することをいう。

第1編1-1-19　工期変更

1　契約書第15条第７項，第17条第１項，第18条第５項，第19条，第20条，第22条，第23条第１項及び第44条第２項の規定に基づく工事の変更について，当該変更が契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。（以下「事前協議」という。）

2　監督職員は，事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし，受注者はこれを確認しなければならない。

3　受注者は，契約書第18条第５項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4　受注者は，契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする変更日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5　受注者は，契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，必要とする延長日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第24 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

6　受注者は，契約書第23条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合，事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について，可能な短縮日数の算出根拠，変更工程表その他必要な資料を添付のうえ，契約書第24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

⑶　設計業務等委託契約書　【令和６年 10 月１日施行分】

（契約不適合責任）

第41条　発注者は，引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物（以下「契約不適合」という。）であるときは，受注者に対し，成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，催告することなく，直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　成果物の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において，受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか，発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

⑷　調査業務等委託契約書　【令和６年 10 月１日施行分】

（契約不適合責任）

第41条 発注者は，引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物（以下「契約不適合」という。）であるときは，受注者に対し，成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，催告することなく，直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　成果物の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において，受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか，発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 用語の定義

・ 設計変更（「公共工事契約の実務」昭和44年官房長回答）
　請負契約書第18条，第19条，第20条の規定に基づき図面又は仕様書を変更することとなる場合において，契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

・ 契約変更（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-18，工事の設計変更マニュアル）
　契約の内容を変更すること。

・ 契約図書（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　契約書及び設計図書をいう。

・ 設計図書（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　仕様書，図面，現場説明書及び質問回答書をいう。

・ 仕様書（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

・ 共通仕様書（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　各建設作業の順序，使用材料の品質，数量，仕上げの程度，施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求，工事内容を説明したもののうち，あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

・ 特別仕様書（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　共通仕様書を補足し，工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。

・ 質問回答書（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

・ 指示（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　監督職員が受注者に対し，工事の施工上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。

・ 承諾（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　契約図書で示した事項で，発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

・　協議（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　書面により契約図書の協議事項について，発注者と受注者が対等の立場で合議し，結論を得ることをいう。

・　提出（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　受注者が監督職員に対し，工事に係わる書面又はその他の資料を説明し，差し出すことをいう。

・　通知（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　監督職員が受注者に対し，工事の施工に関する事項について，書面で知らせることをいう。

・　書面（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　工事打合せ簿等の工事帳票をいい，情報共有システムを用いて作成され，指示，承諾，協議，提出，報告，通知が行われたものを有効とする。ただし，やむを得ず，情報共有システムを用いない場合は，発行年月日を記載し，記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。

・　確認（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において，受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により，出来形，品質，規格，数値等を確認することをいう。

・　監督職員（農業土木工事共通仕様書第1編1-1-2）
　総括監督員，監督員の総称

・　三者技術調整会
　公共工事の施工にあたり発生する工事現場毎の技術的諸問題について，発注者，業務委託受注者（設計業者（必要に応じ測量・地質調査業者））及び受注者（建設・施工）の三者が合同で技術交流・意見交換等の会議を実施し，調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うことで，工事目的物の品質確保と円滑な工事進捗を図ることを目的としている。

・　契約不適合
　取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があること。（トレースミスによる設計図面の誤謬，構造基準の誤った適用による過大設計，数量の計算ミスによる工事費の過小積算，構造計算ミスによる強度不足等）

・　契：工事請負契約書

・　農土共：農業土木工事共通仕様書

⑹　設計図書の変更事例

出典：九州地方整備局企画部技術管理課
「設計変更ガイドラインVer.2.0」

事例１．工事請負契約書第18条1項に該当する事例

（第一号）図面の表示に不一致があった事例　・・・・・・P39

（第二号）必要項目に漏れがあった事例　・・・・・・P40

（第三号）材料仕様が不明確だった事例　・・・・・・P41

（第四号）設計図書と現場状況に不一致があった事例・・・・・・P42

（第五号）予期できない条件が生じた事例　・・・・・・P43

事例２．設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例

現地条件が異なり再計算が生じた事例　・・・・・・P44

事例３．発注者が変更を必要と認める事例

共同埋設工の追加工事の事例　・・・・・・P45

事例４．工事を一時中止する必要がある事例

予見できない事態で工事を中止した事例　・・・・・・P46

事例５．設計図書の変更が不可能な事例

任意仮設における設計変更の事例　・・・・・・P47

事例１．工事請負契約書第18条1項に該当する事例（第一号）図面の表示に不一致があった事例

■内容

ある工事において、構造図と詳細図及び数量総括表を照査したところ、構造図には、防護柵H=1.10ｍが明記されているが、その詳細図はなく、数量総括表にも計上されていなかった。

■受注者の対応

受注業者は、この内容が工事着工前の設計図書の照査の段階で判明したため、工事監理連絡会において照査の内容が確認できる資料として構造図、詳細図、数量総括表を示し、確認を要請した。また、以下の内容を質問した。

①. 本工事で防護柵を設置する必要があるか。

②. 必要なら詳細図が必要である。

③. 後施工なら柵設置用の箱抜きが必要ではないか。

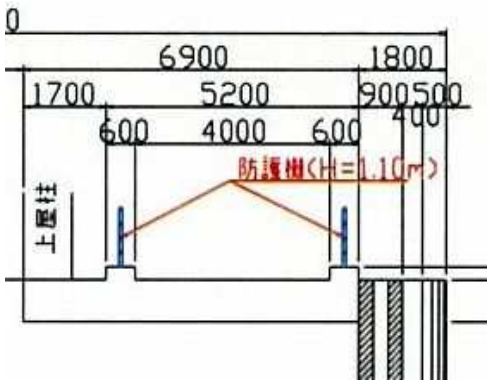

構造図に明示された防護柵

■設計変更等の内容

発注者は、本工事で防護柵を設置する考えであったが、詳細図がなく、工事設計数量も計上漏れをしていた。

発注者は、受注業者との協議に基づき、詳細図及び数量総括表などの設計変更を行った。

（第二号）必要項目に漏れがあった事例

■内容

ある工事において、躯体工事が本格的に始まると生コン車の通行が頻繁となり、地元住民、一般車の交通の妨げとなると考えられるが、交通誘導警備員の計上がされていなかった。（地元より要請もあった）

■受注者の対応

受注業者は、発注者に確認を要請。発注者から意見を求められた受注業者は、交通量調査を行い、交通誘導警備員配置計画書を作成した。

No	打設予定日	打設箇所	配置交通誘導警備員	備　考
1	平成19年〇月中旬	水路部①ロット	3人	
2	平成19年〇月下旬	水路部②ロット	3人	
3	平成19年△月上旬	水路部③ロット	3人	
4	平成19年△月中旬	本体部①ロット	5人	打設量多いため
5	平成19年△月下旬	本体部②ロット	3人	
6	平成19年□月上旬	本体部③ロット	3人	
7	平成19年□月中旬	本体部④ロット	3人	
8	平成19年□月下旬	集水桝部①ロット	3人	
9	平成19年×月上旬	集水桝部②ロット	3人	
10	平成19年×月中旬	集水桝部③ロット	3人	
合　計			32	

※　No.4は一日あたりの打設量が多いため、配置予定3人の中間に1人づつ追加配置する

交通誘導警備員配置図、配置計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者の行った交通量調査により計画された交通誘導警備員配置計画について、協議に基づき特記仕様書、交通誘導警備員及び交通量調査の計上を行った。

（第三号）材料仕様が不明確だった事例

■内容

ある工事において、特記仕様書に鉄筋Ｄ25以外はSD295Aとなっているが、Ｄ29のSD295Aはメーカーが生産中止しており、入手が困難となっていることから材料の表示が明確でなかった。

■受注者の対応

受注業者は、確認できる資料として、鉄筋ﾒｰｶｰへの生産状況問い合わせ結果を示し、SD345への変更を提案した。

特記仕様書　第７章　第40条

本工事に使用する鉄筋は、すべて異形鋼とし、摘要工種は下記のとおりとする。

鉄筋の種類	摘要工種
SD345	上屋差筋（D25）
SD295A	上記以外の鉄筋

特記仕様書

鉄筋ＳＤ２９５Ａの作成状況について

鉄筋径＼製造業者	○○製鉄	（株）△△△	□□製鋼	××製鉄
Ｄ１３	○	○	○	○
Ｄ１６	○	○	○	○
Ｄ１９	○	○	○	○
Ｄ２２	○	○	○	○
Ｄ２５	×	×	×	×
Ｄ２９	×	×	×	×
Ｄ３２	×	×	×	×

○：製造中　　×休止

■設計変更等の内容

発注者は、現在の土木構造物で使用される鉄筋がSD295AからSD345に移行していること、SD295Aが生産中止された事実を把握し、協議に基づきSD295AからSD345とする特記仕様書及び図面、数量の変更を行った。

（第四号）設計図書と現場状況に不一致があった事例

■内容

ある工事において、特記仕様書で既設道路を工事用道路として使用すると示されていたが、現場では幅員が狭く蛇行し、両端に構造物もありトレーラー（車幅3.3m）が通行できず、設計図書と現場が一致しない。

■受注者の対応

受注業者は、資料として既設道路の写真を示し、また工事用道路比較検討書として、特記仕様書に示された既設道路を改良した場合と、新たな工事用道路を新設した場合の資料を提出した。

現場写真

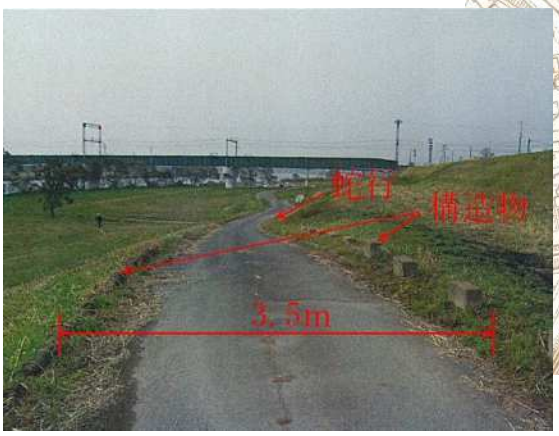

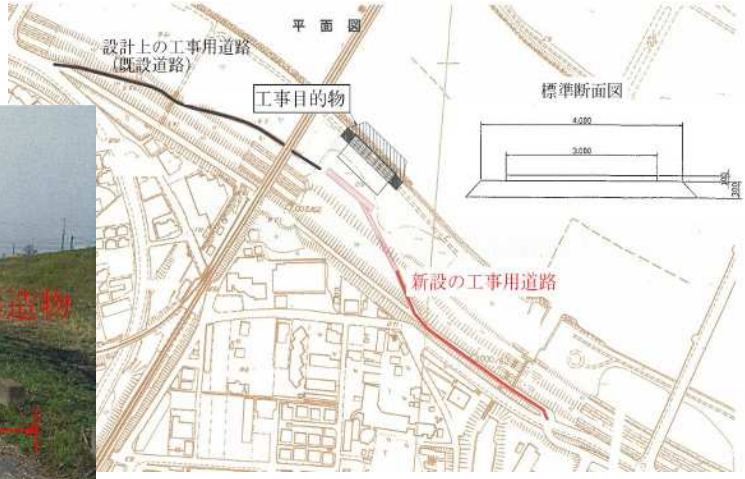

比較検討による新設工事用道路の計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者立会のもと直ちに調査を行い、協議に基づき、道路両端に構造物がない既設道路に新たな工事用道路を施工する設計変更を行った。

（第五号）予期できない条件が生じた事例

■内容

ある工事において、直接基礎で設計されていたボックスカルバートで、布設のため掘削していたところ、ボックスカルバート中央付近に設計図書で明記されていない軟弱地盤が発見された。

■受注者の対応

受注業者は、支持地盤が示されているボックスカルバート一般図と掘削の結果一致しないことを報告した。また、発注者の指示により、基礎工の検討のための地質調査を行った。

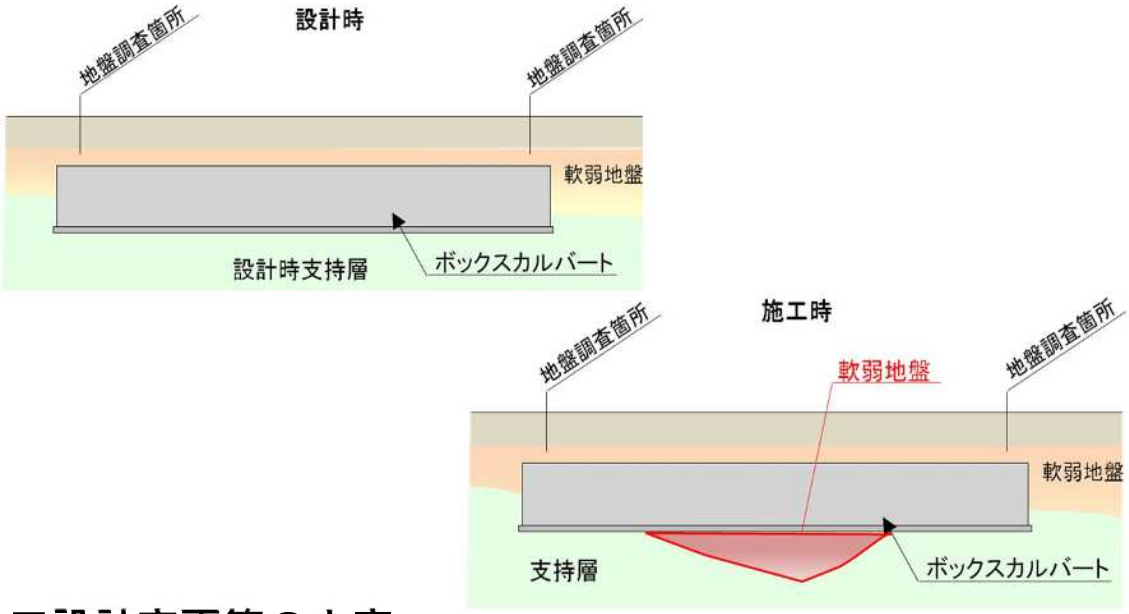

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者立会のうえ調査を行ったところ、当初設計ではカルバート工指針で示すとおりボックスカルバートの両端で地質調査を行って基礎形式を決定していたが、中央部が軟弱地盤であることは予期できなかったため、設計コンサルタントへ基礎形式検討設計の契約行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計図書の変更を行った。

事例２．設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例
現地条件が異なり再計算が生じた事例

■内容

ある仮設工事の土留め壁において、現地測量の結果、現地盤の標高が設計図書に示された標高と1.2m異なっていた。設計図書と現地条件が異なり、設計条件が変わることで構造計算を再度行う必要が生じた。

■受注者の対応

受注業者は、この内容が着手前測量で判明したため、工事監理連絡会において、着手前測量成果簿と構造計算書及び設計図を示し、構造計算の再計算及び図面の再作成を求めた。

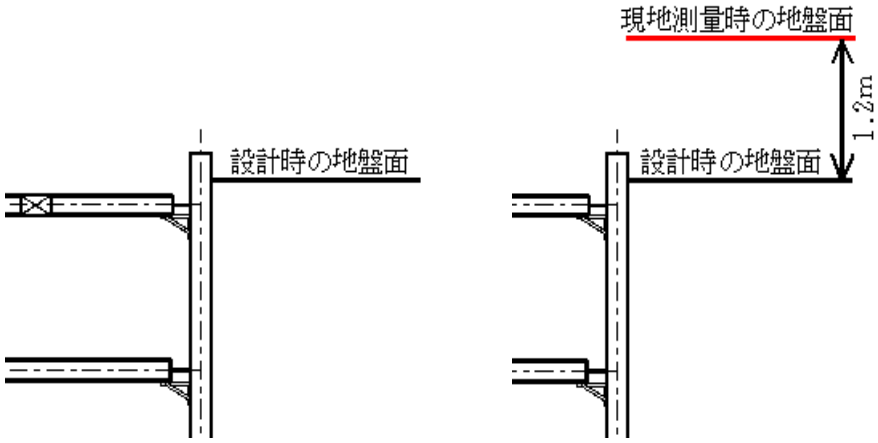

■設計変更等の内容

発注者は、直ちに受注業者、コンサルタント立会のうえ調査を行ったところ、設計後に標高が変わったことが判明した。発注者は、設計コンサルタントへ土留め壁の構造計算、図面作成の契約を行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計変更を行った。

事例３．発注者が変更を必要と認める事例
共同埋設工の追加工事の事例

■内容

ある新設道路工事において、地下埋設物占用者との協議により、地下埋設物の移設が必要となったため、発注者が移設のための掘削、埋戻（配管は別工事）を本工事に追加し、設計図書の変更が必要と認めた。

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者との協議に基づき変更内容を通知し、設計変更を行った。

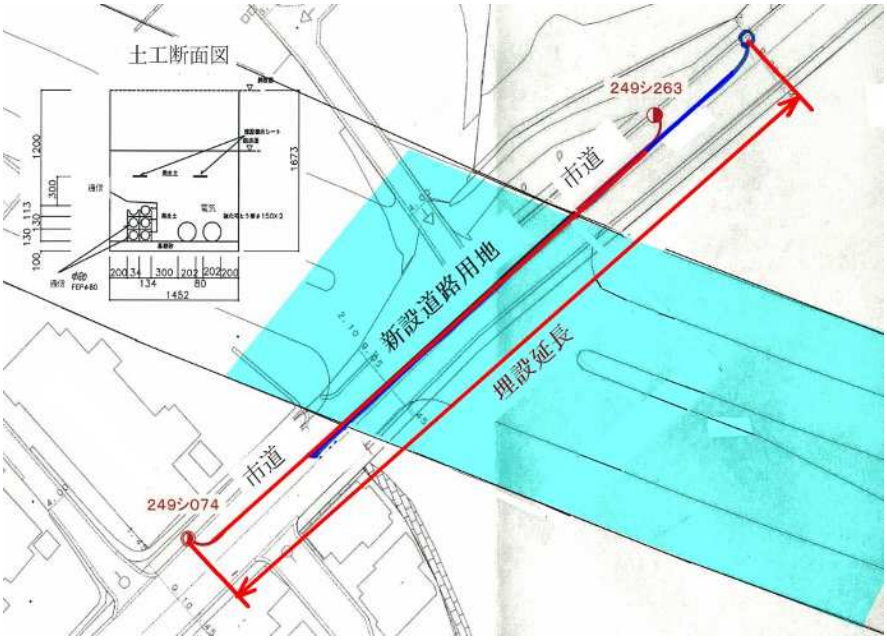

事例４．工事を一時中止する必要がある事例
予見できない事態で工事を中止した事例

■内容

ある橋梁工事において、支持層が設計で想定していたより浅かったため、橋台の基礎杭が施工途中で高止まりした。発注者は再度構造計算を行い、その構造の安全が確認できるまで工事を一時中止した。

■発注者の対応

発注者は、受注業者立会のうえ調査を行った結果、支持層の位置が設計での想定より浅く杭が高止まりしたため、現在の現場条件で杭の応力計算、安定計算を再度行い、その構造の安全を確認する必要があると判断した。発注者は、当初設計コンサルタントと契約を行い、その構造の安全が確認された変更設計図書が作成されるまで工事を一時中止することとした。

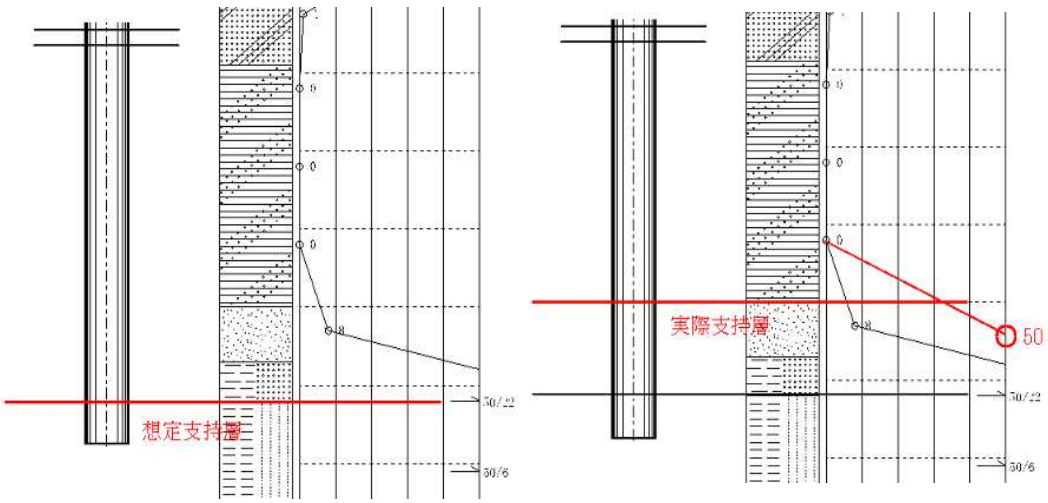

設計変更等の内容

発注者は、協議に基づき橋台基礎の土質変更に伴う設計変更を行うとともに、工事の一時中止に伴う増加費用の計上を行った。

事例５．設計図書の変更が不可能な事例
任意仮設における設計変更の事例

■内容

ある護岸工事の仮締切盛土において、上流側の仮締切盛土が水流により崩れ始めた。受注業者は大型土のうにより仮締切盛土の補強を行うため、発注者に対し設計図書の変更を求めた。

■発注者の対応

受注業者は、確認できる資料として、現場写真、仮設計画平面図、標準断面図を示した。しかし、特記仕様書には仮締切盛土は任意工法と明記されており、工事目的物を完成するために必要な一切の手段については受注業者の責任において処理することとなっている。したがって、発注者は本工事において設計図書の変更は不可能であることを通知した。

仮設計画平面図

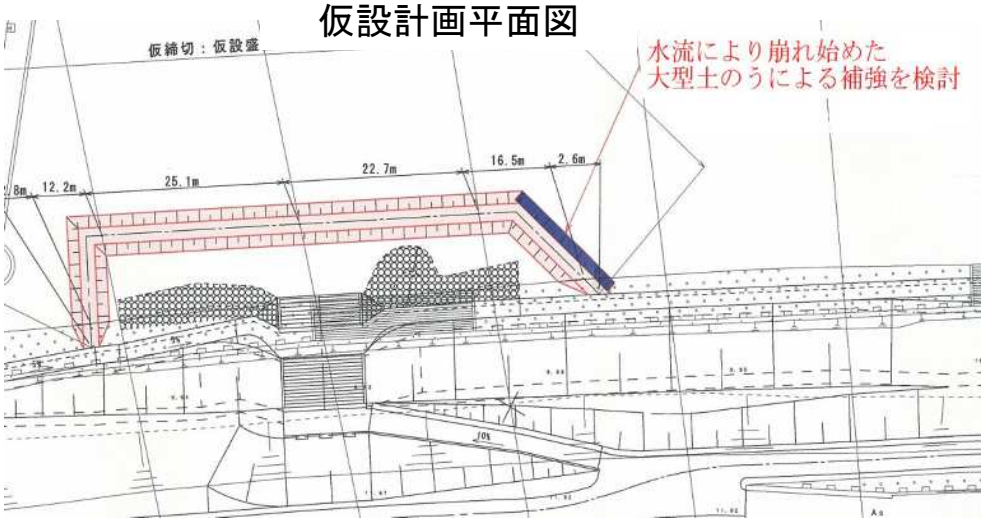
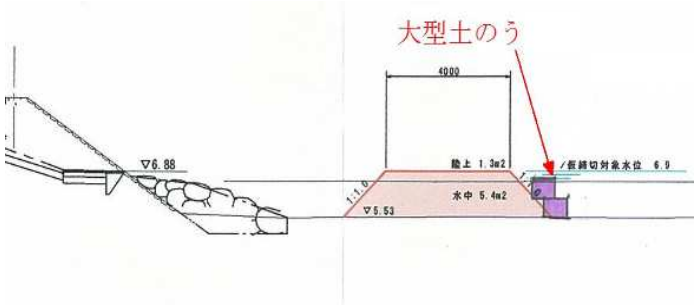
標準断面図